寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（Ｒ６－１） 様式集　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後）令和６年７月22日 | 旧（修正前） |
| 契約書  （略）  第18条　発注者は、統括責任者、管理技術者、現場代理人及び主任技術者等若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第12条第２項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。  （略） | 契約書  （略）  第18条　発注者は、統括責任者、管理技術者、現場代理人及び主任技術者等若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第７条第２項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。  （略） |